

事業展開するにあたっての基礎知識

2009.8

S&I International Bangkok

<http://www.s-i-asia.com>

井口雅文

今までどんな経験をされていますか。 どのような感覚を持っていますか。

- 東南アジアは情報が集まらない。
- 会社(大学)で議論しようとしても結局ウヤムヤ
- 出張者を出して調査団に加えているのだが
- 問題が聞こえてきたらもう手遅れだった
- 会社(大学)幹部からは知的財産戦略とやかましく言われている
- 経営会議に東南アジア情報が間に合わない(知的財産担当は孤立してしまう)

自己チェックしてみてください。 進出日系企業担当者に質問しているが。。

- 御社の海外事業部門と情報交換している
- 御社の海外営業と情報交換している
- 御社の日本での特許代理事務所は海外の最新情報を分析しアドバイスしてくれる
- 海外の現地代理人は貴社の名前を知っているし、連絡をとりあっている
- 海外での御社系企業の場所や会社設立経緯(物語)をよく知っている(現地法人の経営情報は?)
- 海外赴任者には必ず知的財産をレクしている

大切なことは「物語」を継承しているかどうか

失礼ですが、以下の質問に答えられますか。

1. タイはベトナムと国境で接していない。
2. タイはPCT条約に加盟していない。マレーシアは06年8月に加盟。
3. 知的財産裁判所がある東南アジアの国はタイとシンガポール、マレーシアだけである。
4. ラオスでは特許法はないが、政府告示されている。すでに受付開始。カンボジアは特許法が施行されている。WTO加盟済み。
5. バンコク日本人商工会議所は、海外での日系企業集団としては世界第二位の規模である。
6. 現地法人(生産拠点)での経営上の最重要課題は生産管理や税務、労務である。
7. 特許情報で優先権情報は全てを表示しなくても条約違反にならない。
8. 東南アジアでの各国境の税関は知的財産侵害物品に目を光らせているわけではない。
9. FTA交渉で知的財産分野が重要課題となっている。
10. 日本とマレーシアとのFTAは2006年7月に発効した。タイとは2007年11月に発効した。ベトナムとは2008年12月に署名。⁴



東南アジアは何故分かりにくいのか

- 制度規則が無いために発生する問題
- 制度があるが、運用で発生する問題
- 制度・運用があるが、利用できていないという問題(実態に即していない運用)
- 利用者側の問題(権利者、使用者、介在する事務所など)

知的財産問題での現地法人が置かれている立場

- 親企業が保有する知的財産の監視役
(権利が侵害されていないかどうか)
- 親企業が保有している知的財産の実施現場
(使用状況、実施状況の監視)
- 新たな知的財産を生み出す現場
(新商品への商標、意匠、製品開発での改良技術)
- 模倣対策、営業秘密漏洩防止対策の実施現場
- 知的財産のフロンティアでの活動
(遺伝資源、伝統医薬サービス、強制実施権)
- 日本政府の政策及び親企業の方針との現場でのギャップ

本日の解題

- 情景1 タイ知的財産事情概観
- 情景2 ニュースで見るタイ知的財産事情
- 情景3 現地駐在員にどう伝えるか
- 情景4 模索する東南アジア
- 情景5 主張する東南アジア
- 情景6 タイに生きる日系企業と模倣品被害調査
- 情景7 タイの研究開発と発明奨励活動
- 情景8 加速化する東南アジアのFTA交渉
- 情景9 東南アジア知的財産問題の解析方法
- 情景10 我々はどう向き合うべきか

情景1 タイ知的財産事情概観

知的財産権とは 権利・権利対象と対応する法律

権利	権利対象	日本の法律
特許権	発明	特許法
実用新案権	考案	実用新案法
意匠権	意匠	意匠法
著作権	著作物	著作権法
育成者権	植物新品種	種苗法
集積回路配置利用権	半導体レイアウト	半導体回路保護法
商標権	商標	商標法
商号権	商号	商法

各国の法整備・条約加盟状況 (2008年9月現在)

	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	ミャンマー	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	インド	日本
特許法												
実用新案法 (小特許)	x				x				x			x
意匠法 (デザイン特許)												
商標法												
著作権												
WTO/TRIPS				x								
パリ条約	x				x							
特許協力条約	x	x			x				x (*)			
マドリッド・プロトコル	x	x	x	x	x	x	x	x	x			x
商標法条約	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x
ベルヌ条約	x	x		x	x							

(* 特許協力条約加入については、2008年1月に議会承認済み)

		2008年12月現在											
		ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	ミャンマー	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	インド	日本
国内法	特許権												
	実用新案権 (小特許)	x				x			x			x	
	意匠権 (デザイン特許)												
	商標権												
	地理的表示 不正競争防止 著作権												
条約	W.P.O				x								
	TRIPS												
	パリ条約	x				x			x				
	PCT	x	x			x			x				
	ヘーグ・アクト	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	
	マドリッド協定	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	TLT	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	
	ベルヌ条約	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	
WCT	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x		
WPPT	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x		

5カ国の知的財産制度概要

	商標	意匠(デザイン)	特許・実用新案
中国	登録日より10年 10年ごと更新可能	出願日から10年 実体審査せず権利付与	特許:出願日から20年 実家:出願日から10年 実体審査せず権利付与
韓国	登録日より10年 10年ごと更新可能	登録日から15年	特許:出願日から20年 実家:出願日から10年
ベトナム	登録日より10年 10年ごと更新可能	出願日から5年 5年ずつ2回延長可能	特許:出願日から20年 実家:出願日から10年
マレーシア	登録日より10年 10年ごと更新可能	出願日から5年 5年ずつ2回延長可能 実体審査せず権利付与	特許:出願日から20年 実家:出願日から10年 5年ずつ2回延長可能
タイ	登録日より10年 10年ごと更新可能	出願日から10年	特許:出願日から20年 実家:出願日から6年 2年ずつ2回延長可能 実体審査せず権利付与

5カ国の知的財産制度概要

知的財産権とは 権利・権利対象と対応する法律

権利 (日本法で言う)	権利対象	該当するタイの法律
・ 特許権	発明	特許法
・ 実用新案権	考案	特許法
・ 意匠権	意匠	特許法
・ 著作権	著作物	著作権法
・ 育成者権	植物新品種	種苗法
・ 集積回路配置利用権	半導体レイアウト	半導体回路保護法
・ 商標権	商標	商標法
・ 商号権	商号	商法
・ 営業秘密権	営業秘密	営業秘密法

・ 伝統的医薬サービス保護法、地理的表示保護法

タイの知的財産関連政府機関

- ・ 商務省知的財産局 (DIP, Department of Intellectual Property)
- ・ 国際取引及び知的財産裁判所 (IP & IT Court)
- ・ 検察庁 (Public Prosecutor)
- ・ 経済警察 (ECID, Economic Crime Investigation Division) (注: 英名が時々変わるので注意)
- ・ 司法省特別捜査局 (DSI, Department of Special Investigation)
- ・ 環境科学技術省科学図書館

タイの知的財産関連民間機関

- ・ タイ知的財産協会 (IPAT, Intellectual Property Association of Thailand)
- ・ タイ発明協会 (Thai Invention Association)
- ・ タイ知的財産振興協会 (IPPAT, Intellectual Property Promotion Association of Thailand, 元タイ知的財産同窓会 (IPAA, Intellectual Property Alumni Association of Thailand. <http://www.ippat.org>)

タイの知的財産関連の法律事務所及び代理人

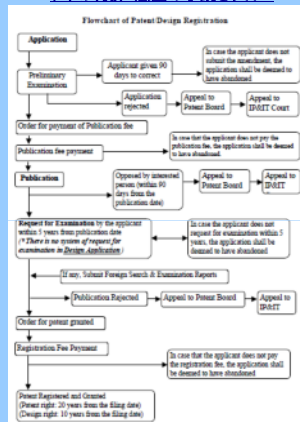
弁護士56,325人、登録弁護士2,122人 (2009年7月13日現在)
知的財産法律専門事務所は少ない。大事務所の一部門が多いが、専門性に留意する必要あり。

タイと日本の特許制度比較表

特許制度					
国名	パリ条約	WTO協定	特許法	出願人の資格	審査 判断の基準 新規性
タイ	加入	加盟	有る	発明者及び承継人	審査主義 国内知公用・内外国刊行物
日本	加入	加盟	有る	発明者及び承継人	審査主義 内外国知公用・内外国刊行物
	計算日	期間(年)	非特許対象	(異議申立) 出願公告	実務義務 PCT
タイ	出願日	20		90日(公開日から)	3年 未加盟
日本	出願日	20(備1)		6月(特許公報日から)	なし 加盟
			(備1) 医薬、農業の特許は最高5年間延長可能		
	公開制度	(年)	審査請求	備考	
タイ	有り	5年(公開日から)			
日本	有り	3年(出願日から)(1999年改正)			

出典: WIPO発行「Industrial Property Laws and Treaties」、AIPPI日本部会発行「外国工業所有権法令集」等
日本の場合は、情報提供制度、審査前置制度、国内優先権制度、早期審査制度あり

タイの特許・意匠の手続きフロー

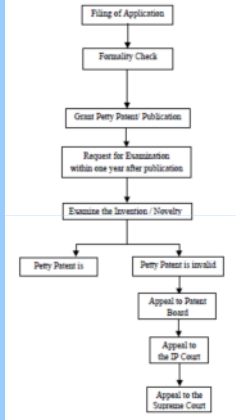


タイと日本の実用新案制度比較表

実用新案登録制度					
国又は地域名	審査	存続期間	起算日	期間(年)	備考
タイ	無審査	出願日	6(最大10年)	1999発効	
日本	無審査	出願日	10	1995発効	

出典: WIPO発行「Industrial Property Laws and Treaties」、AIPPI日本部会発行「外国工業所有権法令集」等

タイの小特許手続きフロー



タイと日本の意匠制度比較表

国	パリ条約	WTO協定	ヘーグ協定	ロカルノ協定	意匠法	判断の基準	新規性	登録日	期間(年)	審査
タイ	加入	加盟	未加盟	未加盟	有り	国内公知公用	内外国刊行物	出願日	10	審査主義
日本	加入	加盟	未加盟	未加盟	有り	内外国公知	内外国刊行物	登録日	20	審査主義

出典: WIPO発行 'Industrial Property Laws and Treaties', AIPII日本部会発行 '外国工業所有権法令集', 等

最も大きな違いは、タイは公開制度を採用している点、及び部分意匠・関連意匠制度は認めていない点

S & I International Bangkok Office
http://www.s-i-asia.com

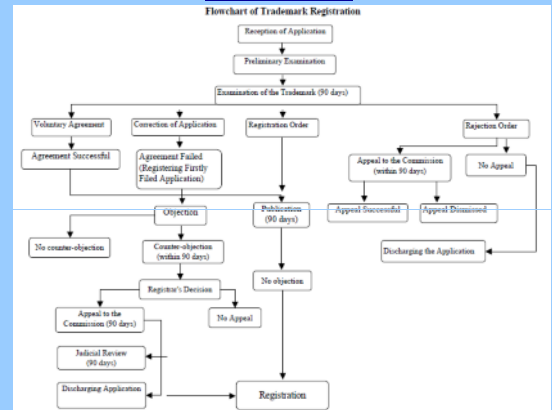
タイと日本の商標制度比較表

国	パリ条約	WTO協定	マドリッド協定	商標法	審査	判断基準	本国登録要件
タイ	加入	加盟	未加盟	有る	審査主義	先願主義	不要
日本	加入	加盟	加盟*	有る	審査主義	先願主義	不要

タイは連合商標制度有り、著名商標登録制度(2005年より)有り

S & I International Bangkok Office
http://www.s-i-asia.com

タイの商標手続きフロー

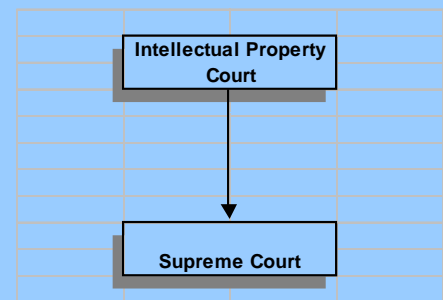


タイと日本の著作権制度比較表

国	ベルヌ条約	万国著作権条約	実演家等保護条約	レコード保護条約	WTO協定	著作権法
タイ	加入(一部留保)	未加入	未加入	未加入	加盟	有る
日本	加入	加入	加入	加入	加盟	有る

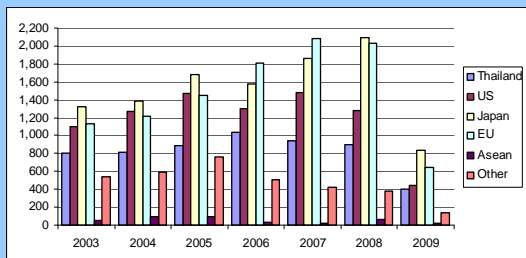
S & I International Bangkok Office
http://www.s-i-asia.com

タイ知的財産裁判の仕組み



数字で見る知的財産事情 タイ特許出願(1)

Number of Patent Applications by Invention



As of Jun. 8, 2009

数字で見る知的財産事情 タイ特許出願(2)

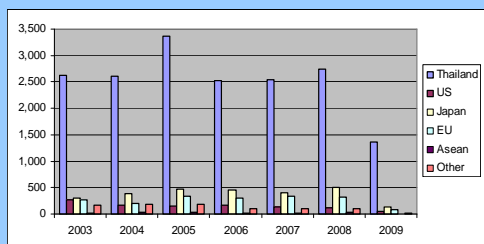
Number of Patent Applications by Invention 2003-2009

	Thailand	US	Japan	EU	Asean	Others	Total
2003	802	1,095	1,327	1,134	48	537	4,943
2004	819	1,265	1,383	1,220	93	593	5,373
2005	891	1,466	1,682	1,448	90	763	6,340
2006	1,040	1,300	1,572	1,812	28	509	6,261
2007	945	1,482	1,861	2,082	25	423	6,818
2008	902	1,280	2,089	2,030	64	376	6,741
2009*	400	449	834	649	26	134	2,492

*As of Jun. 8, 2009

数字で見る知的財産事情 タイ意匠出願(1)

Number of Patent Applications by Design



As of Jun. 8, 2009

数字で見る知的財産事情 タイ意匠出願(2)

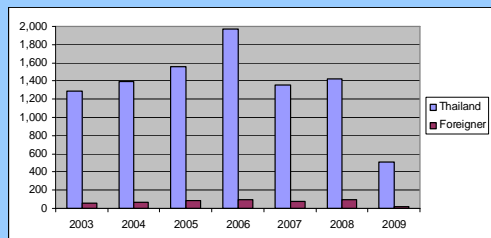
Number of Patent Applications by Design 2003-2009

Year	Thailand	US	Japan	EU	Asean	Others	Total
2003	2,624	264	304	267	11	161	3,631
2004	2,609	164	379	199	29	189	3,569
2005	3,367	159	468	341	27	183	4,545
2006	2,524	173	447	295	18	103	3,560
2007	2,533	141	408	329	13	97	3,521
2008	2,735	110	507	318	41	109	3,820
2009*	1,368	58	142	85	8	20	1,681

*As of Jun. 8, 2009

数字で見る知的財産事情 タイ小特許出願(1)

Number of Petty Patent Applications



As of Jun. 8, 2009

数字で見る知的財産事情 タイ小特許出願(2)

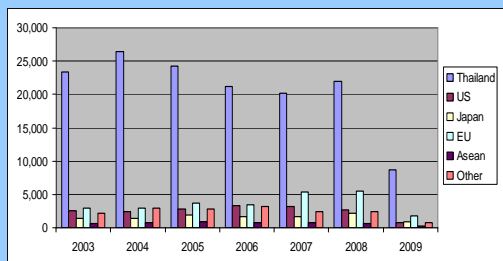
Number of Petty Patent Applications 2003-2009

	Thailand	Foreigner	Total
2003	1,290	54	1,344
2004	1,390	64	1,454
2005	1,561	91	1,652
2006	1,968	94	2,062
2007	1,354	81	1,435
2008	1,423	92	1,515
2009*	511	22	533

*As of Jun. 8, 2009

数字で見る知的財産事情 タイ商標出願

Number of Trademark Applications by Country



As of Jun. 8, 2009

2009.8 S&I International Bangkok Office

31

数字で見る知的財産事情 タイ商標出願

Number of Trademark Applications Classified by Country 2003-2009

	THAI	USA	JAPAN	EU	ASEAN	OTHERS	TOTAL
2003	23,335	2,608	1,374	2,953	636	2,143	33,049
2004	26,414	2,417	1,465	2,957	716	2,999	36,968
2005	24,275	2,846	1,880	3,758	846	2,818	36,423
2006	21,171	3,365	1,598	3,500	721	3,217	33,572
2007	20,140	3,221	1,667	5,388	744	2,395	33,555
2008	21,950	2,673	2,126	5,519	697	2,457	35,422
2009*	8,654	811	905	1,724	254	729	13,077

*As of Jun. 8, 2009

2009.8 S&I International Bangkok Office

32

知的財産裁判所事件件数統計

Statistics of the Central IP & IT Court

Year	International Trade	IP (Civil cases)	IP (Criminal cases)	Total
2003	339	173	4,001	4,513
2004	352	212	5,354	5,918
2005	366	191	5,565	6,122
2006	391	176	6,851	7,418
2007	418	201	6,466	7,085
2008	272	192	6,383	6,847
2009*	72	39	2,215	2,326

*As of Apr. 30, 2009

2009.8 S&I International Bangkok Office

33

Criminal Case Statistic 1 January - 31 December 2008

	Left over	Cases filed	Total	Cases disposed	Forward
1. Offences under Sections 271-275 of the Penal Code	8	66	74	58	16
2. The Trademark Act - Counterfeiting (Section 108)	25	3,151	3,176	3,126	50
- Immitating (Section 109)	11	277	288	275	13
- Importing, selling, offering for sale of goods under Sections 108, 109	20	467	487	483	4
Total	56	3,895	3,951	3,884	67
3. The Copyright Act - Selling, offering for sale of work infringing the copyright (Section 27-30)	214	2,409	2,623	2,234	389
- Computer program	1	108	109	108	1
- Other forms of literary work	43	958	1,001	958	43
- Cinematographic work	9	137	146	137	9
- Sound recording	701	34	735	701	34
- Art work	31	3	34	31	3
- Musical work	3	2,409	2,412	2,409	3
- Audiovisual work	3	3	6	3	3
- Broadcasting	1	2	3	1	2
- Infringement of performer's rights	217	2,409	2,626	2,235	391
Total	217	2,409	2,626	2,235	391
4. The Trade secret Act	5	5	10	9	1
5. The Patent Act	12	9	21	10	11
6. Others	1	4	5	4	1
Total of all criminal cases	299	6,383	6,682	6,194	488

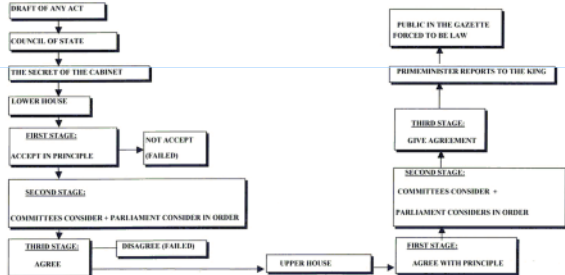
2009.8 S&I International Bangkok Office

34

PROCESS OF ENACTING ANY ACT

Protection and Promotion of Intellectual Thai Traditional Medicine Act 1999, published on 29 Nov. 1999, and came into force upon **27 May, 2000**.
(Concerning - Thai traditional medicine text, Herb, Area of herb)
Trademark Act, published on 1 April 2000, came into force upon **30 June, 2000**.
Layout-Design of Integrated Circuit Act, published on 12 May, 2000, came into force upon **10 August, 2000**.
Trade Secret Act, published on 12 Apr. 2002, came into force upon **22 July, 2002**.

Plant Variety Act, published on 25 Nov. 1999, came into force upon **26 November, 1999**.
Integrated Circuit Act, came into force upon **10 August, 2000**.
Geographical Indication Act, published on 31 October 2003, came into force upon **28 April, 2004**.



情景2 ニュースで見るタイ知的財産事情(その1)

- ・ タイ税関、模倣品の疑いのある貨物の引き止め期間を10日間へ延長(2003年9月13日)!
- ・ タイ米がアメリカで特許登録される見込み(2004年1月14日)
- ・ タイでBristol-Myers Squibb社がエイズ治療薬の特許審査を差し戻す(2004年1月17日)
- ・ インドのチャパティ用小麦がアメリカで特許取得(2004年2月2日)
- ・ タイ米自由貿易協定に向け米国は知的所有権保護を要求(2004年2月14日)
- ・ タイのNational Innovation Agency(NIA)が技術開発のための資金援助を計画(2004年9月20日、タイネーション)!
- ・ タイの薬草について日本企業が取得した米国特許にタイの活動家が抗議(2004年11月13日バンコクポスト、11月16日タイネーション)!
- ・ タイのIPR普及には特許への関心を高めることが必要とEPO長官が発言(2005年3月26日、バンコクポスト・タイネーション)

2009.8 S&I International Bangkok Office

36

ニュースで見るタイ知的財産事情(その2)

- ・ タイ政府がIPバンクの設立を計画(2005年4月12日、タイネーション)
- ・ タイで光ディスク管理法が成立(2005年4月12日、バンコクポスト)
- ・ タイがPCT加盟を計画(2005年4月13日、タイネーション)
- ・ タイ企業がウルトラマンの世界進出を計画(2005年5月25日、タイネーション)

海賊版コンピュータソフト使用にご注意!

- ・ タイで国立デザインセンターがオープン(2005年11月14日、タイネーション)
- ・ タイ米FTA協議に1万人近くが抗議(2006年1月11日、タイネーション)
- ・ タイ知的財産局がタイの伝統的ヨガ「ルーシーダットン」の日本人による商標登録に対し日本特許庁に異議申立書を提出(2006年5月27日、バンコクポスト)

ニュースで見るタイ知的財産事情(その3)

- ・ タイの水泳プールメーカーがフランスのDesjoyaux Pools社による特許侵害の捜索に対し損害賠償を求める構え(2006年8月29日、バンコクポスト)
- ・ タイ国立科学博物館が移動科学教室プロジェクトを実施(2006年9月18日、タイネーション)
- ・ タイでNational Innovation Awards 2006開催(2006年10月2日、タイネーション)
- ・ タイの偽造品水際対策改革(2006年5月19日、バンコクポスト)
- ・ タイ国王の発明がEPOで特許登録(2006年6月8日、タイネーション)

- ・ アジア各国で特許・商標出願が増加(2006年8月22日、シンガポールストレイトタイムズ)

2006年9月軍事クーデター
スラユット政権

ニュースで見るタイ知的財産事情(その4)

- ・ タイ科学技術省傘下のNIAが技術移転支援事業を開始(2006年10月21日、タイネーション)
- ・ タイ保健省がHIV/Aids治療薬Efavirenzの特許に対し強制実施権を実行(2006年11月30日、タイネーション)
- ・ タイ政府がエイズ治療薬Kaletraと心臓疾患治療薬Plavixに対し強制実施権を発動(2007年1月**日、バンコクポスト)
- ・ タイのプミポン国王にWIPOから賞が贈られる見込みであるとタイ外務省が発表(2007年2月1日、バンコクポスト)
- ・ 日タイ経済連携協定(JTEPA)により微生物の開発機会が失われるとタイNGOらが懸念を表明(2007年2月17日、タイネーション)

ニュースで見るタイ知的財産事情(その5)

- ・ タイ日FTAへの期待と懸念(2007年4月2日、バンコクポスト)
- ・ タイカ国だけが優先監視国に新たに追加(2007年5月2日、タイネーション)
- ・ タイNSTDA、特許登録によるタイの経済産業活性化計画(2007年5月25日、バンコクポスト・タイネーション)
- ・ タイ政府が来月心臓疾患治療薬のPlavixのジェネリック医薬品をインドから輸入開始する計画(2007年6月27日、バンコクポスト)
- ・ タイ政府はブラジル政府の受け入れた製薬会社の提示価格を受け入れない構え(2007年7月6日、バンコクポスト)
- ・ タイ企業がアガーウッドに関する特許を侵害したとして地元企業2社を提訴(2007年7月9日、バンコクポスト)
- ・ タイの「ルーシーダットン」、日本での商標登録拒絶が確定(2007年7月18日、バンコクポスト)

ニュースで見るタイ知的財産事情(その6)

- ・ タイ強制実施権行使への対抗措置として新薬登録を取り下げた米製薬会社と活動家の争い(2007年7月24日、タイネーション)
- ・ タイで強制実施権行使によるジェネリック医薬品を利用する対象患者を拡大し、新たに強制実施権行使対象薬を選択する計画(2007年7月26日、バンコクポスト)
- ・ タイ保健省がNovaris社からの寄付提案を受け白血病治療薬Glivecへの強制実施権行使を中止(2007年8月25日、バンコクポスト)
- ・ タイが強制実施権を行使した医薬品の輸出についてSanofi社がインドの製薬会社へ警告文書を送付(2007年9月1日、タイネーション)
- ・ タイ国民健康保険庁が医薬品4種について特許権者と値下げ交渉開始予定(2007年9月24日、タイネーション)

ニュースで見るタイ知的財産事情(その7)

- ・ タイ国民立法議会在PCT加盟を承認(2008年1月26日、タイネーション)
- ・ タイ政府医薬品局が強制実施権行使対象の抗がん剤についてインドの製薬会社からジェネリック医薬品輸入の契約(2008年2月21日、バンコクポスト)
- ・ タイが8月2日にパリ条約に加盟予定(2008年5月2日、WIPOウェブサイトより)
- ・ 東南アジア各国の違法ソフト使用率が1から2%減少(2008年5月20日、タイネーション・2008年5月21日、バンコクポスト)
- ・ タイのBiotecと資生堂が化粧品用植物抽出成分を共同特許出願(2008年7月8日、クルンテープ・マティチョン・タイラット)
- ・ タイでヤマハが意匠特許侵害訴訟(2008年8月14日、マティチョン・2008年8月20-22日、サヤームトラキット)

2007年12月総選挙
2008年2月ソムチャイ政権
-2008年12月

ニュースで見るタイ知的財産事情(その8)

- ・ [タイ前保健省が発展途上国は強制実施権よりもオリジナル薬を製造すべきだと発言\(2008年8月26日、タイネーション\)](#)
- ・ [タイの模倣品の密輸と販売の実態\(2008年9月8日、バンコクポスト\)](#) !
- ・ [タイ警察が違法ソフトを使用する企業に対する厳格な取締りを実施\(2008年9月24日、バンコクポスト\)](#)
- ・ [タイ新保健相が強制実施権政策を継続すると発言\(2008年9月30日、タイネーション\)](#) !

2008年11月空港閉鎖事件
2008年12月アピシット政権
2009年4月赤シャツデモ非常事態宣言、
ASEAN首脳会議中断

情景3 現地駐在員にどう伝えるか。

- ・ 赴任時の情報インプットが肝心(アドレス管理の徹底)日本との比較を刷り込む
 - ・ リーガルの採用は本社サイドからの評価で
 - ・ 現場の問題は現地で解決(現地人の養成)
 - ・ 現地赴任者に何を、どのように教えるか。
- (2007年まで毎年行なっていた [ジェトロミニセミナー](#))

情景4 模索する東南アジア

1. [修正実体審査・・・審査負担と質両方を解決する妙策](#)
2. [国際シンジケートを追って・・・悪質化する海賊版製造](#)

情景5 主張する東南アジア

1. [シンガポールのSUMMIT HOLDING CASE](#)
2. [タイのMICROSOFT CASE](#)
3. [タイのエイズ医薬に関する強制実施権論争](#)
4. [生物海賊事件・・・ジャスミン米事件](#)

情景6 タイに生きる日系企業

(1) 在タイ日系企業の雇用

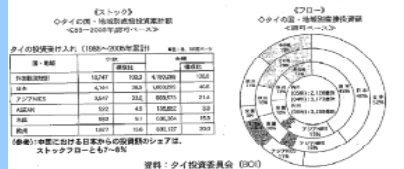
JCIC加盟企業1,261社の総従業員数(2008年1月時点)は
約 43万 3,300人(推計)
うち製造業は52%
約 30万8,300人

(参考) タイの製造業における総労働力は 168万7,400人(2007年)
在タイ日系企業労働者の従業員数は推定で10万人以上(労働調査局発表)

○日系企業の大規模雇用先

フジクラグループ:	36,000人
三菱ヘア:	31,000人
松下電器グループ:	16,000人
タイ現地グループ:	15,662人
タイ国トヨタ自動車グループ:	12,669人
タイ車産協:	6,734人

(2) 日本からの投資は、タイの対内投資のストックで4割、フローで4～5割を占める。



情景7 タイの研究開発と発明奨励活動

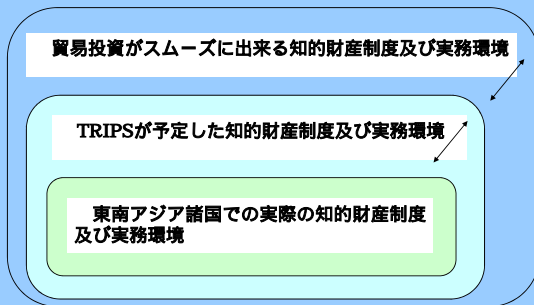
- ・ 東南アジアの中では意匠がダントツ
- ・ 科学技術力では国際競争力が47カ国中47位(IMD、国際マネジメント研究所)
- ・ 組織化されていない発明奨励活動
- ・ コンテストと知的財産権活動とは無関係
新規性喪失例外規定の適用注意
- ・ 日本政府が推進している国立研究機関及び大学のTLO設立(乱立模様)
- ・ 大学内での組織が明確でない。(公式・非公式)
(誰が我々の交渉相手なのか? 分からない)

情景8 加速化する東南アジアのFTA交渉

- ・ 知的財産分野も重要交渉議題
- ・ 米豪交渉に見るポストWTOの世界
生物特許・並行輸入問題・医薬品アクセス
審査期間の制限
- ・ 豪シンガポールに見るサービス業での調和
- ・ 日本のFTA交渉に見る要求項目([マレーシアでの成果とその実施監視](#))

情景9 東南アジア知的財産問題の解析

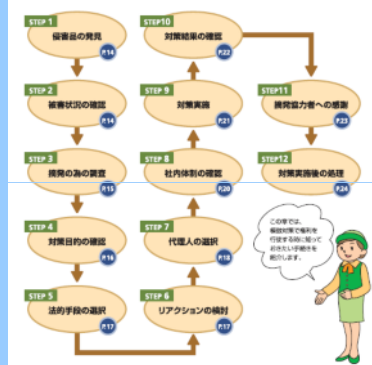
- WTO-TRIPSの構想者は途上国での知的財産環境の向上を意図していたのでは。



今後の見どころと様々なアイデア

- タイはPCT条約にいつ入るか
- ASEANは審査の共通化ができるか
- 日本政府提唱のネットワーク構想がどれほどのものか(三極での審査ハイウェイ構想は効果があるのか)
- 日系企業がどれだけ知的財産に力を入れるのか
- EPOのパリデーシオンシステムの第二弾はあるのか
- フィリピンの品質保証(真正商品)マークの試み
- 審査期間の短縮競争(滞貨処理競争)はあるのか
- FTA妥結がもたらす知的財産制度への影響
- 日本マレーシアFTA交渉結果の実施監視
- 各国が作成するIPDLの今後の行方

模倣品が出てしまったときには?



模倣品が出た時の対応チャート
2009.8 S&I International Bangkok Office

今後のタイ知的財産制度改正動向(番外編)2009年版

- タイのPCT加盟は秒読み段階だが、政権不安定
- ジェットロIPG各地のグループの活動にバラツキ有り
- 強制実施権問題は昨年通りの方針維持
- 日本知的財産協会の小規模調査団活躍
- 劣化する特許・意匠情報システム(インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム)
- 情報提供制度・優先審査の活用(運用基準が無い)
- 日系企業の研究開発活動の活発化
- タイ地元資本企業の特許への関心高まる(タイ特許よりも海外特許取得の傾向大)

- 著名商標制度の日本企業の利用
- IP プロフェッショナル制度にタイ政府が力を入れて実行(弁理士養成の行方)
- FTI(タイ工業連盟)知的財産小委員会が設置するものの活動資金源無し
- 急務となる審査遅延及び審査官業務管理
- 二国間経済連携協定の遵守管理

多少の期待と大いなる諦めを持って東南アジアと接すること

5つの「あ」…あせらない。あわてない。あまやかさない。

あてにしない。あきらめない。

ご清聴ありがとうございました。

S & I International Bangkok Office

<http://www.s-i-asia.com>

井口雅文

2009.8